

令和4年10月～
増額されました!

紹介状なしで大病院を受診すると

特別料金が加算されます

紹介状を持たずにいきなり大病院を受診すると、全額自己負担の特別料金が加算され、医療費が高くなってしまいます。特別料金の額は、令和4年10月からさらに高くなりました。



大病院が高いワケ

病院を受診しようと思ったとき、「大きな病院の方が安心だから」「最新の医療知識・技術がありそうだから」などの理由で、大きな病院を選んで受診しがちです。

しかし、紹介状なしにいきなり大病院を受診してしまうと、医療費に特別料金が上乗せされることをご存じですか？

本来、大病院は、高度な医療を必要とする患者や、重症患者の救急医療に対応する役割があります。軽症の患者が多く受診することでこの役割に支障が生じないよう、特別料金を加算することで受診を抑制しているのです。

いきなり大病院は特別料金がかかる!



特別料金は令和4年10月から増額!

令和4年10月からは、この特別料金がかかる大病院の範囲が拡大され、全額自己負担の特別料金の額も5,000円以上から7,000円以上に増額されました(医科・初診の場合)。

増額される分、2,000円が保険給付の範囲の医療費から控除されるため、かかる医療費の総額は変わりませんが、健康保険で負担する額が減り、本人負担分は増えます。

対象病院

- 特定機能病院
- 一般病床200床以上の地域医療支援病院
- 一般病床200床以上の紹介受診重点医療機関

令和4年10月から追加

※これ以外の一般病床200床以上の病院を紹介状なしで受診した場合も、病院が独自に設定した特別料金がかかる場合があります。
※救急の場合や、地域に他にその診療科がないなど正当な理由がある場合は、特別料金はかかりません。

特別料金の額 (最低金額)

令和4年9月まで

	医科	歯科
初診	5,000円	3,000円
再診	2,500円	1,500円

令和4年10月から

	医科	歯科
初診	7,000円	5,000円
再診	3,000円	1,900円



かかりつけ医を持ちましょう

「かかりつけ医」とは、身近にあって健康に関することを何でも気軽に相談できて、必要なときは専門の医療機関を紹介してくれる医師のことです。自宅や職場近くの診療所や200床未満の中小病院などから、かかりつけ医を見つけておくとよいでしょう。

紹介状を作成してもらうには2,500円かかりますが(診療情報提供料)、健康保険が適用されるので、自己負担3割なら負担額は750円です。大病院の特別料金より、ずっと安くすみます。



かかりつけ医のメリット

- ・ 紹介状がなくても特別料金がかからない
- ・ 継続して受診することで、体質や病歴などを踏まえた治療を受けられる
- ・ 必要に応じて適切な大病院や専門医を紹介してくれる